

ECにおける社会保障制度間調整

岩 淵 豊

はじめに

1993年11月1日、マーストリヒト条約が発効し、欧州連合（EUROPEAN UNION）が発足した。同条約は1991年12月にオランダのマーストリヒトにおいて開催された欧州理事会で合意し、1992年2月に署名されたもので、当初1993年1月の発効を予定していた。しかし、デンマークにおける国民投票でのつまずき、ドイツ連邦憲法裁判所での違憲審査等の要因から加盟国による批准が遅れたため、10カ月遅れで発効に至ったものである。

欧州連合においては、ECがこれまで推進してきた域内市場統合にとどまらず、欧州中央銀行設立及び単一通貨への転換を含む経済・通貨統合、さらに政治統合が進められる予定である。

社会保障に関しては、マーストリヒト条約発効後も、旧「欧州経済共同体の設立に関する条約（1957年3月25日署名。以下「ローマ条約」という。）」の関係条文がほぼそのまま残っている。一方で、イギリスを除くEC加盟11カ国は、マーストリヒト条約と同時に、「社会政策に関するイギリスを除くEC加盟11カ国による合意書」を締結した。この合意書の中では、社会保障に関する指令採択の新たな根拠となる規定が設けられているが、今後のECの社会保障分野での活動にどのように生かされていくかは明らかでない。

かでない。

本稿では、Iにおいて、現時点でのECの社会保障分野での活動を条約上の根拠に沿って分類整理した後、II以降において、ECにおける社会保障制度間調整の具体的な内容を関係EC法の規定等に沿って明らかにすることを試みた。ここでいう「調整（Coordination）」とは、EC域内を移動する者を対象として、加盟国の社会保障制度間の適用関係の決定及び年金加入期間の通算等を行うための規則及び手続きの設定を行うことを指している。

EC社会保障制度間調整は、ローマ条約締結直後の1959年以来の30年以上の歴史を有する活動であり、また、EC加盟国国民の個々の社会保障給付の受給権や給付額に直接に影響を及ぼすという点で実態面でも重要な活動であるが、これまで調整の具体的手法までは日本であまり知られていないことから、本稿において取り上げることとしたものである。

I. 社会保障分野におけるECの活動概観

1. 社会保障一般に関する活動

ECの社会保障分野における活動は、ア. 社会保障一般に関する活動と、ローマ条約上、これとは別個の条項に基づく、イ. 社会保障における男女平等の実現及びウ. 社会保障制度間調整

の3つに分類することができる。

社会保障一般に関する活動のローマ条約上の根拠は、第118条及び第235条である。

第118条は、「EC 委員会は、本条約の他の条文が規定する場合を除き、かつ、本条約の一般的目的に従って、次の事項に関し、社会分野における加盟国間の緊密な協力を促進する任務を有する」とし、事項として、ア. 雇用 イ. 労働法及び労働条件 ウ. 基礎的及び専門的職業訓練 エ. 社会保障 オ. 労働災害及び疾病の予防 カ. 労働衛生 キ. 組合権及び労使間の集団交渉 の7つを定めている。さらに、同条第2項は、「この目的のため、EC 委員会は、国内レベルの問題及び国際機関に関係する問題について調査を行い、意見を述べ、かつ、諮問することにより、加盟国と緊密な関係を保って行動する。EC 委員会は、本条に定める意見を述べる前に、経済社会評議会と協議する。」と規定している。

この規定は、社会保障一般に関する EC (委員会) の権限は、調査の実施及び意見表明等を行うことに留まり、社会保障制度の設置運営は加盟国の権限に属することを示している。社会保障一般に関する最近の調査活動としては、加盟国の社会保障当局の代表によって構成された「社会保障のための共同体情報システム (MIS-SOC)」及び EC 委員会第 V 総局 (社会労働総局) が作成した「EC 加盟国における社会保障」報告書の作成がある²⁾。

もう1つの根拠となる第235条は、「共同体市場の運営に当たって、共同体の目的のいずれかを達成するため共同体の行動が必要と思われる、本条約がこのため必要な行動をとる権限を定めていない場合には、閣僚理事会は、EC 委員会の提案に基づき全会一致で、かつ欧州議会と協議の後、適当な措置をとる」という包括的条項である。

同条を主たる根拠とする最近の活動としては、1992年の「社会保障における最低所得及び社会扶助に関する共通指標に関する閣僚理事会勧告 (92/441/EEC)」及び「社会保障の目的及び政策の収斂に関する閣僚理事会勧告 (92/442/EEC)」の二勧告があげられる³⁾。前者は、最低所得保障の権利確認、最低所得保障の適切な水準設定方法を示し、最低所得保障の措置実施等を勧告するものである。ただし、加盟国間の所得格差を背景として、金額による最低所得水準設定は行っていない。後者は、社会保障政策のとるべき目的を疾病、出産、失業、労働不能、老齢及び家族の6分野に分けて示し、その実施を勧告するものである。なお、ECの「勧告 (Recommendation)」には拘束力はない。

2. 社会保障における男女平等原則の実現

社会保障における男女平等原則の実現は、ローマ条約第119条中「各加盟国は……男子及び女子の労働者間の報酬の平等の原則の適用を確保する」及び「報酬とは……現金または現物で直接または間接に支払うすべての利益を意味する」との報酬の男女平等原則に関する規定を根拠にしている。

これまでに「社会保障における男女平等原則の段階的实施に関する指令 (79/7/EEC)」及び「職域社会保障における男女平等原則の実施に関する指令 (86/378/EEC)」が定められている。なお、「指令 (Directive)」は、EC 法の一形態で、加盟国に対し、その内容の実現のために適切な措置をとる義務を課す。立法によるかどうか等具体的な手段の選択は加盟国に任されている。

通算すること

- (b) 加盟国の領域内に居住する者に対して
給付が支払われること

II. 社会保障制度間調整の法的根拠

社会保障制度間調整に関する EC 法としては、「EC 域内を移動する被用者、自営業者及びその家族に対する社会保障制度の適用に関する閣僚理事会規則 (No. 1408/71。以下「規則第1408号」という。)」及び「EC 域内を移動する被用者、自営業者及びその扶養家族に対する社会保障制度の適用に関する閣僚理事会規則施行規則 (No. 574/72。以下「規則第574号」という。)」の2つがある⁴⁾。いずれも1959年制定の旧 EC 社会保障規則 (閣僚理事会規則第3号及び第4号) に代わるものとして1972年に制定された。「規則」は、EC 法の一形態で、加盟国に強制的に直接適用され、加盟国の国内法に優先する効力を持つ。

規則第1408号及び規則第574号(以下この2つを一括して「EC 社会保障規則」という。)は、ローマ条約の2つの条項を根拠とする。調整の対象者のうち、被用者及びその家族に関する限りでは、次に掲げるローマ条約第51条が根拠となる。一方、自営業者、失業者及びその家族に関しては、前述の第235条が根拠となっている。

第51条 閣僚理事会は、EC 委員会の提案に基づいて、全会一致により、労働者の自由移動を確保するため必要な社会保障分野の措置を採択する。この目的で、閣僚理事会は、移民労働者およびその扶養家族に対し次のことを保障する手段を講ずる。

- (a) 受給権の獲得及び維持、給付の算定のため、給付を受ける権利の設定及び維持並びにその給付の算定のため、各国の国内法によって考慮されるすべての期間を

社会保障制度の設置運営が加盟国の権限に属しているにもかかわらず、調整に関しては EC に権限が委任されているのは、ローマ条約第3条(c)に規定する、EC の重要な任務のひとつである「加盟国間の人の移動の障壁の除去」の一環として、社会保障制度が労働者の自由移動の障壁として作用することを防ぐという考え方に立つものである。

なお、ローマ条約第121条は、閣僚理事会は、「経済社会評議会と協議の上、全会一致により、共通の措置の実施に関する任務、特に第48条から第51条までに掲げる移民労働者の社会保障に関する任務を EC 委員会に委任することができる」旨規定している。技術的な事項を念頭において設けられた規定であるが、その後、規則第574号第122条において、技術的事項にかかる改正を委員会規則 (閣僚理事会での決定を要しない) に委任する規定が設けられたため、ローマ条約第121条を根拠とする委任は行われていない。

III. 域内社会保障制度間調整の通則

1. 対象者

域内社会保障制度間調整の対象者は、ア. 1つ以上の加盟国の社会保障制度の対象者であるか、または過去において対象者であった被用者または自営業者 (国籍要件有) 及びその家族及び遺族 イ. 1つ以上の加盟国の社会保障制度の対象であった被用者または自営業者 (国籍は問わない) の遺族 (国籍要件有) ウ. 加盟国の公務員及び公務員に準じる者 である。「EC 域内

を移動する被用者又は自営業者及びその家族」と要約されるが、次の3点に留意する必要がある。

第1は、EC加盟国の国籍要件である。

被用者または自営業者として対象者に該当するためには、1つ以上のEC加盟国の国籍を有するか、加盟国の領域内に居住している無国籍者または難民であることが必要である。また、家族については国籍要件はないが、遺族として調整の対象になるためには国籍要件がある。

従って、例えば、日本や米国等EC域外国の国籍のみを有する者が、ドイツにおいて雇用された後、フランスに移ったような場合には、ECによる社会保障制度間調整は行われぬ(ただし、後に述べる特別の取り決めが設けられている国(スイス及びリヒテンシュタインを除くEFTA諸国及びトルコ)の国籍を有する場合を除く)。

第2に、被用者または自営業者の範囲である。

規則第1408号第1条(a)(i)の規定によれば、「1つ以上の事故について、強制的に、または任意継続によって、被用者又は自営業者を対象とする社会保障制度に加入している者」は、同規則上「被用者又は自営業者」に含まれる。

現実には就業していない年金受給者、あるいは失業者であっても、社会保障給付の対象となっている(あるいは過去に対象となっていた)ことにより、被用者または自営業者としてEC社会保障規則の対象となる。

第3に、「家族」及び「遺族」の範囲に関しては、原則としてその者を給付対象とする社会保障制度における定義に従う。

なお学生は、一般的には雇用経験がないので、家族または遺族に該当している限りにおいてのみ、EC社会保障規則の対象となる。例えば、健

康保険では子どもを被扶養者として認定する際に通常年齢制限を設けているが、その場合には、その学生は、年齢制限到達をもってEC社会保障規則の適用を受けられなくなる。

2. 対象となる社会保障給付

EC社会保障規則は、拠出制、無拠出制を問わず、加盟国の全ての一般及び特別の社会保障制度(ただし、社会扶助、医療扶助、戦争犠牲者への給付、公務員及び公務員に準ずる者への特別制度は除く)に適用される。対象となる社会保障給付は、ア. 疾病及び出産給付 イ. 障害給付(稼得能力の維持、向上を目的とするものを含む) ウ. 老齢給付 エ. 遺族年金 オ. 労働災害及び職業病に関する給付 カ. 死亡一時金 キ. 失業給付 ク. 家族給付(現金給付、現物給付の両方を含む)の8給付である。

3. 調整の前提となる事項

EC社会保障規則は、調整を行うにあたり、その前提となる事項を定めている。

第1は、加盟国間での国籍による差別の禁止である。

EC加盟国の国民は、EC域内に居住している限り、社会保障制度の適用において、居住国の国民と同一の義務を負い、同一の権利を有する(規則第1408号第3条)。

EC社会保障規則は、加盟国の国内法に優先する効力を有するので、加盟国の国内法で国籍により差別的な待遇を定めているものは、規則に反する限りにおいて効力を失う。

第2は、自国内居住要件の禁止である。

加盟国の社会保障制度下で障害給付、老齢給付、遺族給付、労災年金及び死亡一時金の受給権を取得した者について、当該給付支払国以外

の他の加盟国に住所を移したことを理由に、給付の減額、変更、支給停止、撤回又は没収を行ってはならない（規則第1408号第10条第1項）。

第3は、脱退払い戻しの禁止である。

加盟国の国内法において、加入者が当該国の強制的社会保障制度に帰属しなくなった場合には保険料の払い戻しを行う旨の規定を設けている場合においても、その者が他の加盟国の社会保障制度に被用者または自営業者として加入している限り、払い戻し要件には当たらないものとする（規則第1408号第10条第2項）。

4. 適用制度の決定

EC加盟国の中には、国内法上当該加盟国内における「居住」を社会保障制度適用の要件としている国と、「就業」を要件としている国がある。したがって、何らかの方法で適用制度を調整しない限り、社会保障制度の二重適用や無適用が生じる可能性がある。

EC社会保障規則の下では、対象給付のうち、老齢年金給付を除く7給付に関しては、1人について1つの制度のみを適用することとした。

EC社会保障規則における適用制度決定の原則は、「ある加盟国（A国）において雇用されている者または自営業を営んでいる者は、たとえその者が他の加盟国に居住している場合であっても、就業国の社会保障制度を適用する」（就業地原則）というものである（規則第1408号第13条第1項）。

例えば、ある者が加盟国Aに居住し、加盟国Bに所在する工場に通勤している場合、加盟国Bの社会保障制度が適用され、加盟国Bの制度上の権利と義務を負う。この場合において、加盟国Aの社会保障制度において、「居住」者すべてに健康保険料納入の義務を課す国内法を有し

ていたとしても、A国の制度のみを適用することを定めた上記規定の効力が優先する結果、この者はA国における納入義務を負わない。

なお、上記のような事例において、A国の社会保障制度が保険料ではなく、一般的な税収を財源としている場合には、一般的課税それ自体は社会保障制度の適用ではないので、EC社会保障規則によっては納税義務を免除されない。結果として、加盟国間の社会保障制度財政負担の不均衡を生じる可能性が生じるが、実際には、加盟国二国間の課税協定により免除を行うという方法で解決している（デンマーク・ドイツ間）。

以上が原則であるが、特別の場合に関し、若干補足する。

- ア. ある加盟国（A国）において通常雇用されている者が、派遣されて他の加盟国で業務に従事する場合、予定派遣期間が12カ月以内であり、かつ、派遣期間が満了した者と交代するために派遣されるのではない限り、引続きA国の社会保障制度が適用される。予期せぬ理由により派遣期間が延長されたときには、B国の同意を得て、A国の社会保障制度を引続き適用することができる。
- イ. 船舶の乗務員には旗国の社会保障制度を適用する。
- ウ. 公務員及び公務員に準じる者には、当該公務の属する国の社会保障制度を適用する。
- エ. ある加盟国（A国）の社会保障制度が適用されなくなった者について、社会保障規則の他の規定により他の加盟国の社会保障制度も適用されない場合には、その者の居住している加盟国の社会保障制度を適用する。

上記の他、複数国で業務に従事する者等に関し特別規定が設けられている（規則第1408号第13条第2項(b)から(f)まで及び第14条から第16条まで）。

IV. 老齢年金給付の調整

1. 受給要件としての加入期間通算

複数の加盟国の社会保障制度に加入歴のある被用者又は自営業者、又はその遺族の老齢年金受給権の付与に際しては、次のような加入期間通算の原則に従う（規則第1408号第45条）。

ア. 加盟国の制度において、受給権の獲得、保留又は回復が、加入期間又は居住期間に基づいている場合、当該加盟国の当局は、他の加盟国における加入期間または居住期間を、一般制度、特別制度、被用者、自営業者の別を問わず、自国の制度における加入期間又は居住期間とみなす。

イ. 加盟国の制度において、被用者のための特別の制度又は特定の被用者のための制度に属する特定の職業の加入期間をある給付の要件としている場合には、他の加盟国における相当制度、又は該当しないときは同一職業又は同一雇用に関する社会保障制度加入期間のみを考慮する。それでも当該給付の要件が満たされないときは、一般的給付の要件として当該期間を考慮する。

ウ. 加盟国の制度において、自営業者のための特別の規定に属する特定の職業の加入期間を一定の給付の要件としている場合には、他の加盟国における相当制度または同一職業の加入期間のみを考慮する。それでも当該給付の要件が満たされないときには、一般的給付の要件として当該期間を考

慮する。

エ. 加盟国の制度において、一定年齢到達時に当該制度に加入していることを受給権獲得等の要件としている場合には、その者がその時点で他の加盟国の制度に加入していれば、要件が満たされたものとみなす。

2. 給付額の算出方法

給付額は次の方法により算出する。

(1) 規則第1408号による加入期間の通算を行わなくても、ある加盟国において老齢年金受給権が生じる場合には、当該国の社会保障機関は、

① 自国の制度のみに基づいて老齢年金給付額を算出する（算出額(1)－①）とともに、

② (2)に示す老齢年金給付額の算定（規則第1408号第46条第2項）も行う（算出額(1)－②）。

ただし、②の算定においては併給調整規定は適用しない。

③ 算出額(1)－①と(1)－②を比較して、高い方を当該加盟国からの年金額とする。

(2) 規則第1408号による加入期間の通算を行ってはじめて老齢年金受給権が生じる場合には、当該加盟国の社会保障機関は、

① 他の加盟国の制度下での期間を含めることにより自国制度の全加入期間又は居住期間要件が満たされたと仮定した場合の理論上の給付額を給付開始時点の制度に従って算出し、ついで

② 当該理論上の算出額に、「当該国制度下の実際の加入期間または居住期間/全加盟国の制度を通じた加入期間」を乗じて、通算老齢年金給付額を算出する。この算

定においては併給調整規定は適用しない。(算出額(2))

参考までに給付額算定例を掲げる。

(例1) 前提：X氏は、A国の老齢年金制度に10年間加入し、その後B国に移住してB国の老齢年金制度に20年間加入、支給開始年齢に達した。

(A国の老齢年金制度)

必要加入期間 20年
老齢年金額 20年加入1,000 ECU
30年加入1,800 ECU

(B国の老齢年金制度)

必要加入期間 20年
老齢年金額 20年加入1,000 ECU
30年加入1,800 ECU

(ア) A国では、X氏は10年間しか老齢年金制度に加入していないことから規則第1408号による加入期間の通算を行ってはいじめて老齢年金受給権を獲得する。したがって、上記(2)の計算のみ行う。

他の加盟国での加入期間を通算すると、X氏は(20年+10年)=30年老齢年金制度に加入していることから、A国の制度での理論値は1,800 ECU。これにA国制度下の実際の加入期間10年を乗じ、通算加入期間30年で除すと $1,800 \times 10 / 30 = 600$ ECUとなる(算出額(2))。

(イ) B国では、規則第1408号による加入期間の通算を行わなくても、必要加入期間を満たしているため、上記(1)の計算のみ行う。まず、自国の制度のみで算出した老齢年金額は1,000 ECUである(算出額(1)-①)。

一方、他の加盟国での加入期間を通算すると、X氏は(20年+10年)=30年老齢年金

制度に加入していることから、B国の制度での理論値は1,800 ECU。これにB国制度下の実際の加入期間20年を乗じ、通算加入期間30年で除すと $1,800 \times 20 / 30 = 1,200$ ECUとなる(算出額(1)-②)。B国からの年金額は、1,000 ECUと1,200 ECUのうち高い方、すなわち1,200 ECUである。

(ウ) 以上の結果、X氏は、A国から600 ECU、B国から1,200 ECU、合計1,800 ECUの老齢年金を受給する。

(例2) 前提：Y氏は、C国の老齢年金制度に10年間加入し、その後D国に移住してD国の老齢年金制度に20年間加入、支給開始年齢に達した。

(C国の老齢年金制度)

必要加入期間 20年
老齢年金額 20年加入1,000 ECU
30年加入1,800 ECU

(D国の老齢年金制度)

必要加入期間 3年
老齢年金額 300 ECU (定額)

(ア) (例1)と全く同様の計算により、C国からの老齢年金額は600 ECU(算出額(2))。

(イ) D国でも、規則第1408号による加入期間の通算を行わなくても、必要加入期間を満たしているため、上記(1)の計算のみ行う。まず、自国の制度のみで算出した老齢年金額は300 ECUである(算出額(1)-①)。

一方、他の加盟国での加入期間を通算すると、Y氏は(20年+10年)=30年老齢年金制度に加入しているが、この場合も、D国の制度での理論値は300 ECU。これにD国制度下の実際の加入期間10年を乗じ、通算加入期間30年で除すと $300 \times 20 / 30 = 200$

ECU となる (算出額(1)－②)。

D 国からの老齢年金額は、300 ECU と 200 ECU のうち高い方、すなわち300 ECU となる。

(ウ)以上の結果、Y 氏は、C 国から600 ECU、D 国から300 ECU、合計900 ECU の老齢年金を受給する。

(例 3) 前提：Z 氏は、E 国の老齢年金制度に 10年間加入し、その後 F 国に移住、F 国の老齢年金制度に20年間加入、支給開始年齢に達した。

(E 国の老齢年金制度)

必要加入期間 20年
老齢年金額 20年加入1,000 ECU
30年加入1,800 ECU

(F 国の老齢年金制度)

必要加入期間 20年
老齢年金額 20年加入1,000 ECU
30年加入1,800 ECU
併給調整規定 他の社会保障制度から老齢年金が支給される場合には、老齢年金支給額相当額を控除する。

① (例 1) と全く同様の計算により、E 国からの老齢年金額は、600 ECU (算出額(2))

② F 国では、規則第1408号による加入期間の通算を行わなくても、必要加入期間を満たしているので、(1)の計算のみ行う。まず、自国の制度のみで算出した老齢年金額は1,000 ECU であるが、併給調整規定に従い、E 国の老齢年金額相当分を控除すると、1,000 ECU－600 ECU で400

ECU である (算出額(1)－①)。

一方、他の加盟国での加入期間を通算すると、算出額は1,200 ECU である (算出額(1)－②)。この額については、併給調整規定は適用されないので、算出額は1,200 ECU のままである。

F 国からの老齢年金額は、400 ECU と 1,200 ECU のうち高い方、すなわち 1,200 ECU となる。

③ 以上の結果、Z 氏は、E 国から600 ECU、F 国から1,200 ECU、合計1,800 ECU の老齢年金を受給する。

以上が原則的な計算方法であるが、3点について補足する。

第 1 に、EC 社会保障規則によって、他の加盟国の制度での加入期間 (以下「みなし期間」という。)を通算して老齢年金額の計算を行う場合において、自国の制度では老齢年金額を加入期間中の所得または拠出実績に基づいて算出することとなっているとき、みなし期間内の所得ないし拠出実績をどのように仮定するかという問題がある。

このような場合には、自国における実際の加入期間の所得ないし拠出実績を、みなし期間中の所得ないし拠出実績と仮定して算出を行う (規則第1408号第47条)。

第 2 に、併給調整規定が調整対象の複数国間で設けられている場合にどう取り扱うかという問題である。

この点に関しては、併給調整規定の適用を限定するとともに、適用される場合については、二国間の取り決めを行うことにより措置することとされている (規則第1408号第46条)。

第 3 に、調整の対象となる加盟国間で老齢年金支給開始年齢が異なる場合、どうするかとい

う問題がある。

この点に関しては EC 社会保障規則による特段の措置はないので、例えば A 国の制度での支給開始年齢が60歳、B 国の制度での支給開始年齢が65歳の場合、60歳から64歳までは A 国の老齢年金のみを受給し、65歳以降 A、B 両国の老齢年金を受給するということになる。

V. 疾病及び出産給付の調整

1. 社会保障制度加入国以外の加盟国に居住している場合

就業国と居住国が異なる者が、EC 社会保障規則に従って、ある加盟国 (A 国) の社会保障制度の適用を受けつつ、他の加盟国 (B 国) に居住していると仮定する。この者が A 国内において疾病及び出産給付を必要とした場合には、いうまでもなく A 国の国内法に従い、A 国の社会保障制度による給付がなされる。一方、この者が B 国内において疾病及び出産を必要とした場合については、次のような措置が講じられる。(規則第1408号第19条第1項)

- (1) B 国の社会保障機関は、A 国の社会保障機関に代わり、その者があたかも B 国の社会保障制度に属しているかのごとく、B 国の制度に従ってその者に現物給付を行う。
- (2) A 国の社会保障機関は、その者に対し、A 国の社会保障制度による現金給付 (疾病による所得減を補填するための給付が該当する) を直接に支給する。ただし、A、B 両国間で協定を設けることにより B 国の社会保障機関による給付も可能。

2. 社会保障制度加入国以外の加盟国に一時滞在中の場合

ある加盟国 (A 国) の社会保障制度に加入している被用者、自営業者及び家族が、他の加盟国 (B 国) に一時滞在中に疾病又は出産給付を必要とした際には、次の3つのいずれかの条件を満たしている場合に限って、1と同様の仕組みで現物及び現金給付を受けることができる (規則第1408号第22条)。

- (1) 緊急に疾病又は出産給付を必要とする場合
- (2) A 国の社会保障機関によって給付負担が特に認められ、かつ、A 国への帰国又は他国への移住が許可されている場合
- (3) A 国の社会保障機関が B 国に行って疾病又は出産給付を受けることを適当と認める場合

3. 費用負担

ある加盟国 (A 国) に代わって他の加盟国 (B 国) が現物の疾病及び出産給付を行った場合、A 国の社会保障機関は、B 国の社会保障機関に対し、当該経費を償還する。償還は、精算払いを原則とするが、B 国の社会保障機関が当該給付の額を明示しない場合には、A 国は概算払いにより償還する (規則第1408号第36条及び規則第574号第93条)。

例えば実際に疾病又は出産給付を行った B 国の医療費が A 国のそれに比べて高額であったとしても、A 国は B 国の価格に基づき償還する。また、A 国と B 国の給付率に相違があった場合にも、A 国は B 国の給付率に従って償還する。

したがって、B 国の制度では患者自己負担の割合が低い場合には、A 国の患者が意図的に B

国に行って医療を求める可能性が生じる。社会保障制度加入国以外の加盟国に一時滞在中の患者への EC 社会保障規則の適用を、緊急の場合等に限定しているのは、このような背景に基づく。

なお、家族が社会保障制度加入国以外の加盟国において現物給付を受けた場合の償還額については、概算払いにより処理する。償還は年単位で行い、家族に対する給付費年平均額に平均家族数を乗じ、さらに 2 割を減額することにより算出する。

また、複数国の中で費用決済方法又は債務の相互免除に関し、協定を結ぶことが認められている。人の往来が少ない加盟国間において債務の相互免除協定が設けられている例がある（例：アイルランドとデンマーク）。

VI. EC 域外への適用拡大

1994年1月に、欧州経済領域（EEA）が発足した。これは、スイス及びリヒテンシュタインを除く欧州自由貿易連合（EFTA）加盟諸国、すなわち、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド及びアイスランドの5カ国と EC 加盟12カ国の間での人、物、資本、サービスの自由移動の実現を意図したものである（なお、スイスは国民投票結果に基づき EEA 条約を批准しなかった）。

この一環として、EC 社会保障規則と同様の規定が、これら EFTA 諸国についても全面的に適用されることになった。例えば EC 加盟国における老齢年金制度加入期間がスウェーデン等での老齢年金受給資格付与の際考慮に入れられるようになり、かつ、その逆も行われるようになる。

なお、EFTA 諸国のうち、北欧諸国間では、従来より基礎的年金については、居住国が支給する（例えばノルウェーで30年老齢年金に加入したのち、スウェーデンに移住した場合、スウェーデンの老齢年金制度が基礎的年金を支給する）という方法により年金制度の調整が行われてきた。この調整制度は、北欧諸国間では、国ごとの基礎的年金額の相違が小さかったため特段の問題なく実施されてきたのであるが、EEA 内では国ごとの水準の格差も大きくなるため、EEA 発足に伴い終了することとされた（年金受給者の既得権保護のための経過措置は設けられる）。

また、トルコと EC の間では、相互協定に基づき、トルコ人労働者の EC 域内における社会保障制度加入期間の通算（例えばトルコ人労働者がフランス、ドイツを移動して就労した場合等の通算）を行っている。ただし、この相互協定の下では、トルコにおける加入期間は考慮されない。

その他、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ブルガリア等ともトルコと同様の協定が存在しているが、未発効である。

VII. EC 社会保障制度間調整に関与する EC 機関

EC 社会保障制度間調整に関与する EC 機関としては次のものがある。

EC 社会保障規則の制定、改廃は、加盟国の閣僚（本件に関しては社会問題担当大臣）により構成される「閣僚理事会（Council）」が行う。ここ数年は、例年改正が行われているが、内容は、欧州裁判所の判例や、加盟国の制度改正等を受

けた比較的小規模な改正に留まっている。

「EC委員会 (Commission)」は、EC 社会保障規則の実施を確保し、また、必要に応じ、改廃等の提案を閣僚理事会に対し行う。EC委員会における本件の担当部局は、第V総局 (社会労働総局) である。EC 社会保障規則に関しては、規則第1408号に基づき、EC委員会内に特別の2つの機関が設けられている。その第1は、

「移民労働者の社会保障に関する管理委員会」である。管理委員会は、実施面における技術的問題、社会保障規則の解釈、翻訳、加盟国間での調整に伴う精算管理、社会保障規則改正案の作成等の作業を行う。管理委員会は、各加盟国代表の行政官各1名から構成されており、EC委員会代表がアドバイザーとして出席する。事務局は、第V総局 (社会労働総局) である。第2の特別機関は、「移民労働者の社会保障に関する諮問委員会」である。諮問委員会は、各加盟国の行政官、労働組合、経営者代表からなる三者構成機関で、規則の実施に伴う、より一般の問題を検討するとともに、管理委員会に対し意見を述べ、また規則改正の提案を行う。

ローマ条約及びEC 社会保障規則の規定の解釈の最終的権限は、EC機関のひとつである「欧州裁判所 (Court of Justice)」に委ねられている。

なお、EC 社会保障規則に基づく個々の社会保障給付に関する処理は、一般的には二国間で直接に行われるので、これらEC機関が個々の

「調整」に関与する場合は限られている。

注

- 1) P. 197, *Treaty on European Union*, 1992, Council of the European Communities/Commission of the European Communities
- 2) *Social Protection in the Member States of the Community, Situation on July 1st 1992 and Evolution*, Commission of the European Communities
- 3) *Official Journal of the European Communities*, No. L245, 26 August 1992
- 4) *Official Journal of the European Communities*, No. C325, 10 December 1992

参考文献

- (1) *Social Europe*, 3/92, *Social Security for Persons Moving Within the Community*, Commission of the European Communities, Directorate-General for Employment, Industrial Relations and Social Affairs
- (2) *Solidarite*, April 1992, Commission of the European Communities, Directorate-General for Employment, Industrial Relations and Social Affairs
- (3) 「1992年欧州統合と社会保障」, J.V. ランゲンドク, 岡伸一訳, 海外社会保障情報 No. 98, 1992
- (4) 『EC1992年ハンドブック』岸上慎太郎, 田中友義編著, 1990年, ジャパンタイムズ (特にローマ条約の日本語訳を参考とさせていただいた)

(いわぶち・ゆたか)

欧州共同体日本政府代表部一等書記官)